



和歌山市公報

令和5年（2023年）3月17日
号外第7号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【 条 例 】

番号	ページ
7 和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	(デジタル推進課) 2
8 和歌山市税条例等の一部を改正する条例	(納税課) 3
9 和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	(国保年金課) 4
10 和歌山市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	(子ども家庭課) 4
11 和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(保育子ども園課) 5
12 和歌山市立博物館条例の一部を改正する条例	(文化振興課) 5
13 和歌山市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例	(生涯学習課) 5
14 和歌山市宅地造成等に関する条例及び和歌山市手数料条例の一部を改正する条例	(都市計画課) 6
15 和歌山市屋外広告物条例の一部を改正する条例	(まちなみ景観課) 6
16 和歌山市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例	(消防総務課) 7
17 和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例	(予防課) 7

【 規 則 】

8 和歌山市土地区画整理事業清算金取扱規則の一部を改正する規則	(まちなみ景観課) 8
9 和歌山市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	(まちなみ景観課) 8
10 和歌山市税条例施行規則の一部を改正する規則	(市民税課) 10
11 和歌山市子ども医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(子ども家庭課) 15
12 和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の規則で定める事務、情報等を定める規則の一部を改正する規則	(デジタル推進課) 16
13 和歌山市宅地造成等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(都市計画課) 17

【 告 示 】

113 令和5年度当初予算の要領	(財政課) 18
114 市道路線の認定（令和5年告示第8号）の一部改正	(道路管理課) 18
115 道路区域の決定及び供用開始（令和5年告示第9号）の一部改正	(道路管理課) 18
116 和歌山市屋外広告物条例第13条第5項第6号に規定する市長が認める者	(まちなみ景観課) 18

【 企業局告示 】

13 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始	(企業総務課) 19
-------------------------------	------------

【 条 例 】

和歌山市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

和歌山市コミュニティセンター条例（平成3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び和歌山市南コミュニティセンター」を削る。

第5条第1項ただし書中「図書室」の次に「、コミュニティスペース」を加える。

別表第1和歌山市南コミュニティセンターの項中「和室」を「和室 図書室 コミュニティスペース」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（令和5年3月17日揭示済）

和歌山市宅地造成等に関する条例及び和歌山市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第14号

和歌山市宅地造成等に関する条例及び和歌山市手数料条例の一部を改正する条例

（和歌山市宅地造成等に関する条例の一部改正）

第1条 和歌山市宅地造成等に関する条例（平成12年条例第78号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令」に改める。

第3条中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

（和歌山市手数料条例の一部改正）

第2条 和歌山市手数料条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第24条中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

附 則

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

（令和5年3月17日揭示済）

和歌山市屋外広告物条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第15号

和歌山市屋外広告物条例の一部を改正する条例

和歌山市屋外広告物条例（平成8年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項に次のただし書を加える。

ただし、当該申請に係る広告物又は掲出物件で、規則で定めるものは、第2号から第5号までに掲げる書類の添付を要しないものとする。

第13条第4項第1号を次のように改める。

（1）当該広告物又は掲出物件の形状の全体を明らかにしたカラー写真（申請前1月（許可等の期間が1月以内のものにあつては、申請前7日）以内に撮影したものに限る。）

第13条第4項第2号中「許可等の期間が1年を超える広告物又は掲出物件については、」を削り、同項第3号を同項第6号とし、同項第2号の次に次の3号を加える。

（3）前号の屋外広告物自己安全点検報告書に記載された点検箇所の現況（当該点検箇所に異常がある場合にあっては、その改善状況）を確認することができるカラー写真（申請前3月以内に撮影したものに限る。）

（4）第2号の屋外広告物自己安全点検報告書に係る点検を行った者の資格を証する書類の写し

（5）地面から当該広告物又は掲出物件の上端までの高さを明らかにした図面又は写真

第13条第5項中「該当する者」の次に「（地面から広告物又は掲出物件の上端までの高さが4メートルを超える場合にあっては、第2号、第6号又は第29条第1項第1号若しくは第4号に該当する者）」を加え、同項第3号中「及び」を「又は」に改め、同項第5号中「帆布製品製造科に係る公共職業訓練若しくは認定職業訓練を修了した者又は帆布製品科に係る職業訓練指導員免許を所持する者」を「帆布製品に係る職業訓練指導員免許を所持する者、技能検定に合格した者又は公共職業訓練若しくは認定職業訓練を修了した者」に改め、同項に次の1号を加える。

（6）前各号に掲げる者のほか、広告物及び掲出物件の点検を実施するために必要な知識及び技術を有すると市長が認める者

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第13条第5項第3号及び第5号の改正規定並びに同項に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（令和5年3月17日揭示済）

和歌山市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第16号

和歌山市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市消防団設置等に関する条例（昭和39年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項の表中	67,000円	を	82,500円	に改める。
	50,000円		69,000円	
	39,000円		50,500円	
	33,000円		45,500円	
	24,000円		37,000円	
	23,000円		37,000円	
	22,000円		36,500円	
	15,000円		20,000円	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月17日揭示済）

和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第17号

和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例

和歌山市火災予防条例（昭和37年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第40条第2項中「及び消防法施行規則第19条」を「並びに消防法施行規則第19条及び第19条の2」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月17日揭示済）

【 規 則 】

和歌山市土地区画整理事業清算金取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第8号

和歌山市土地区画整理事業清算金取扱規則の一部を改正する規則

和歌山市土地区画整理事業清算金取扱規則（平成21年規則第76号）の一部を次のように改正する。

別記様式第12号中

納付すべき金額	円
督促手数料	円

を

納付すべき金額	円
---------	---

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月17日揭示済）

和歌山市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第9号

和歌山市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市屋外広告物条例施行規則（平成9年規則第26号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第13条第4項」を「第13条第4項本文」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第

1項の次に次の1項を加える。

2 条例第13条第4項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、貼り紙、貼り札、立看板、置看板、広告幕、のぼり旗、ぼんぼり及びアドバルーンとする。

別記様式第7号を次のように改める。

別記様式第7号（第9条関係）

屋外広告物自己安全点検報告書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

届出者 住所

氏名

（電話番号 _____）

〔法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名 _____〕

和歌山市屋外広告物条例第13条第4項の規定により、屋外広告物自己安全点検の結果を次のとおり報告します。

整理番号	
------	--

広告物又は掲出物件の種類			
表示又は設置場所			
地面から広告物又は掲出物件の上端までの高さ		_____ m	
設置年月日	_____年 _____月 _____日	点検年月日	_____年 _____月 _____日
前回許可日	_____年 _____月 _____日	許可番号	_____
点検者	氏名	_____（電話 _____）	
	住所	_____	
	資格名称	_____	
点検箇所	点検項目	異常の有無	改善の概要
上部基礎構造・構造部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有 無	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有 無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有 無	
部支持	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	有 無	
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	有 無	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有 無	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有 無	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	有 無	
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有 無	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有 無	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有 無	
装置照明	1 照明装置の不点灯、不発光	有 無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有 無	
	3 周辺機器の劣化、破損	有 無	
その他	1 装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品の腐食、破損	有 無	
	2 避雷針の腐食、損傷	有 無	
	3 その他	表示面の汚染、退色又は塗料等の剥離 （ _____ ）	有 無

- （注）1 広告物又は掲出物件の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「改善の概要」の欄に斜線を引くこと。
 2 更新許可申請前3月以内に行った点検について作成すること。
 3 点検の対象となる広告物又は掲出物件が複数ある場合は、整理番号を付してそれぞれ作成すること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

（和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）

2 和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成6年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表和歌山市屋外広告物条例施行規則の項中「、別記様式第7号」を削る。

（令和5年3月17日揭示済）

和歌山市税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第10号

和歌山市税条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市税条例施行規則（昭和29年規則第66号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号から別記様式第5号の4までの規定中「督促手数料」を削る。

別記様式第6号ア（その4）中

督促手数料		円	を			に、
-------	--	---	---	--	--	----

督促 手数料		円	を			に、
-----------	--	---	---	--	--	----

CVS収納用	上記のとおり通知します。 （取りまとめ金融機関）
--------	-----------------------------

を

CVS収納用	に改め、同様式ア（そ
--------	------------

上記のとおり通知します。

の5）中

督促手数料		円	を			に、
-------	--	---	---	--	--	----

督促 手数料		円	を			に改め、
-----------	--	---	---	--	--	------

法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

別記様式第31号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年5月26日から施行する。

（和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）

2 和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成6年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表和歌山市宅地造成等に関する条例施行規則の項中「別記様式第1号、」、「別記様式第12号」及び「別記様式第20号、別記様式第22号、別記様式第24号、別記様式第26号」を削る。

（令和5年3月17日揭示済）

【 告 示 】

和歌山市告示第113号

令和5年3月16日市議会定例会において議決された令和5年度当初予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別添のとおり公表する。

令和5年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

（令和5年3月17日揭示済）

和歌山市告示第114号

市道路線の認定（令和5年告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

表28-245の項中「28-245」を「28-254」に改める。

（令和5年3月17日揭示済）

和歌山市告示第115号

道路区域の決定及び供用開始（令和5年告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

表28-245の項中「28-245」を「28-254」に改める。

（令和5年3月17日揭示済）

和歌山市告示第116号

和歌山市屋外広告物条例（平成8年条例第57号）第13条第5項第6号に規定する市長が認める者は、一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が行う屋外広告物点検技能講習を修了した者とする。

令和5年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

（令和5年3月17日揭示済）

【 企 業 局 告 示 】